



清川村財政計画



清川村マスコットキャラクター『きよりゆん』

平成31年3月

清川村政策推進課

目 次

| | | |
|-----|-----------------|----|
| I | 計画策定の基本的な考え方 | 1 |
| 1 | 計画策定の目的 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 1 |
| II | 本村の財政状況 | 1 |
| 1 | 歳入の状況 | 1 |
| 2 | 歳出の状況 | 4 |
| 3 | 基金の状況 | 6 |
| 4 | 村債残高の状況 | 7 |
| 5 | 主な財政指標等 | 8 |
| III | 財政の見通し | 10 |
| 1 | 推計方法 | 10 |
| 2 | 今後10年間の財政の見通し | 13 |
| 3 | 財政見通しの概要と課題 | 14 |
| IV | 財政見通しの課題への対応策 | 15 |
| 1 | 財政の弾力性の確保 | 15 |
| 2 | 財政運営の安定性・継続性の確保 | 16 |

I 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の目的

本計画は、計画策定以降の各年度の予算編成、2019年度（平成31年度）からスタートする第3次清川村総合計画後期基本計画及び同実施計画の実施における財源の参考とするため、歳入の予測や歳出の見通しを長期的な視点から示し、計画的な財政運営を推進するための1つの指標として策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画期間

計画期間は、2019年度（平成31年度）から2028年度（平成40年度）までの10年間とします。

(2) 会計単位

計画の会計単位は、「一般会計」とします。

(3) 計画の見直し

計画の見直しは、第3次清川村総合計画後期基本計画の最終年度である2023年度（平成35年度）に行います。

また、税制度の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

II 本村の財政状況

1 歳入の状況

(1) 村 税

村税は、村民税、固定資産税、軽自動車税及び村たばこ税があり、村の歳入全体の約50%を占める主要な財源です。

特に、宮ヶ瀬ダムの固定資産税相当額として交付される「国有資産等所在市町村交付金」は、村税の70%以上を占めていますが、毎年度、減価償却により2,000万円程度の減額が続きます。

(2) 地方譲与税等

地方譲与税等には、地方揮発油税及び自動車重量税など、徴収の便宜等から国が代行して、国税として徴収し、そのまま地方に譲与される譲与税があります。

また、自動車取得税、地方消費税及びゴルフ場利用税など、県が徴収した一定の税のうち、その一部を市町村に交付する交付金があります。

なお、2015年度（平成27年度）は、2014年（平成26年）4月の消費税の増

税により、地方消費税交付金が増額となりましたが、地方譲与税等の総額では、おおむね横ばいの傾向にあります。

(3) 地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体が一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのものとされており、普通交付税と特別交付税の2種類で構成されます。

普通交付税は、村税の収入見込み、面積、人口等の画一的な算定がなされるもので、2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までは、国有資産等所在市町村交付金の交付により、不交付団体でしたが、2013年度（平成25年度）から再び交付団体に転じ、その交付額は、税収の減少等により年々増額傾向にあります。

また、特別交付税は、普通交付税の画一的な算定では反映できない独自固有な事業を考慮して交付されるものであるため、その交付額は、年度により増減があります。

(4) 国・県支出金

国庫支出金は、法令に基づき実施すべき事務又は国と相互に利害関係のある事業に対して、国から交付されるもので、使途が特定されている負担金、補助金及び委託金があり、障害者総合支援法に基づく福祉サービスや福祉用具の給付等の支援のための障害者自立支援等諸費負担金、児童手当負担金や保育所等への施設型給付費が大きな割合を占めています。

また、県支出金は、特定の事務事業に要する経費の財源として、県から交付される負担金、補助金及び委託金があり、水源環境保全のための森林整備等に交付される水源環境保全・再生市町村補助金、行財政基盤の強化に資する事業等に交付される神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金が大きな割合を占めています。

なお、2017年度（平成29年度）は、子育て世代型村営住宅「プレミール中根」や「きよかわくらし応援館」の整備に伴い、国庫支出金が大幅な増額となりましたが、このような大型建設事業を除くと、おおむね横ばいの傾向にあります。

(5) 使用料・手数料

使用料は、公の施設等の使用料金をいい、ふれあいセンター浴場使用料及び村営住宅使用料が全体の約80%を占めています。

また、手数料は、特定の人に何らかの便益を与えることによる受益に着目して、その事務のため地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に負担させるもので、宮ヶ瀬霊園管理手数料やし尿処理手数料が全体の約75%を占めています。

なお、2017年度（平成29年度）は、一般廃棄物処理手数料が条例化された

ことにより、増額となりました。

(6) 繰入金

繰入金は、一般会計、特別会計や基金の間において、相互に資金運用するもので、財政調整基金、公共施設等整備事業基金及び借上型村営住宅管理運営基金等から繰入れを行っています。

なお、2016年度（平成28年度）及び2017年度（平成29年度）は、子育て世代型村営住宅「プレミール中根」や「きよかわくらし応援館」の整備事業の財源とするため、財政調整基金及び公共施設等整備事業基金から繰入れを行ったことにより、大幅な増額となりました。

(7) 繰越金

繰越金は、各年度の決算剰余金及び翌年度に繰越した事業の財源となります。

なお、2016年度（平成28年度）では、「きよかわくらし応援館」の整備事業、2017年度（平成29年度）では、ローカルイノベーション拠点整備事業を前年度からの繰越事業として実施したため、大幅な増額となりました。

(8) 財産収入

財産収入は、地方公共団体が所有する財産の貸付けや売払いの収入、その他財産的価値のある資産についての現金収入であり、東京電力株式会社からの送電線の線下補償等が3年に1度ありますが、それ以外の年度は、おおむね横ばいの傾向にあります。

なお、2013年度（平成25年度）は、清川村土地開発公社の解散に伴う残余財産の帰属により、大幅な増額となりました。

(9) 村債

村債は、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、いわゆる借入金です。

なお、2015年度（平成27年度）から毎年度、地方交付税の代替とされる臨時財政対策債を借入れています。

また、2015年度（平成27年度）は、厚木市北消防署清川分署建設に伴う消防施設整備事業債、2017年度（平成29年度）は、清川クリーンセンター解体事業に伴う一般廃棄物処理事業債を借入れたことにより、大幅な増額となりました。

(10) その他

その他は、分担金及び負担金、寄附金、諸収入です。

なお、2016年度（平成28年度）は、一般廃棄物最終処分場の方針転換に伴う清算金の収入があったため、一時的に増額となりました。

また、2017年度（平成29年度）は、新市町村振興宝くじ収益金等が配分される神奈川県市町村振興協会交付金が減額されたことにより、大幅な減額となりました。

一般会計歳入決算の推移(2013年度(平成25年度)～2017年度(平成29年度))

(単位:百万円)

| 歳入 | 2013年度 (平成25年度) | 2014年度 (平成26年度) | 2015年度 (平成27年度) | 2016年度 (平成28年度) | 2017年度 (平成29年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 村税 | 1,520 | 1,487 | 1,457 | 1,428 | 1,403 |
| 地方譲与税等 | 77 | 80 | 105 | 93 | 95 |
| 地方交付税 | 49 | 33 | 65 | 72 | 93 |
| 国・県支出金 | 313 | 352 | 387 | 365 | 558 |
| 使用料・手数料 | 60 | 57 | 57 | 57 | 62 |
| 繰入金 | 166 | 185 | 139 | 338 | 434 |
| 繰越金 | 97 | 117 | 141 | 203 | 239 |
| 財産収入 | 520 | 6 | 10 | 79 | 3 |
| 村債 | 0 | 0 | 337 | 80 | 155 |
| その他 | 96 | 95 | 103 | 146 | 68 |
| 歳入合計 | 2,898 | 2,412 | 2,801 | 2,861 | 3,110 |

2 歳出の状況

(1) 人件費

人件費は、議員等の報酬、特別職や一般職の給料等から構成されており、一般職員の定年退職等により、年度により多少の増減はありますが、2015年度(平成27年度)までは、おおむね横ばいの傾向にあります。

なお、2016年度(平成28年度)は、給与制度の総合的見直し(給料月額を平均1.31%減額)、2017年度(平成29年度)は、地域手当を10%から6%に見直したことにより、減額となりました。

(2) 扶助費

扶助費は、社会保障制度の一環として、生活困窮者や高齢者、児童、心身障がい者の方の支援に要する経費です。

一般的には、高齢化に比例して増額傾向となりますが、本村のような小規模団体では、支援対象となる方の人数やサービスの利用状況等が変動することから、年度により増減があります。

(3) 公債費

公債費は、村債の元利償還金であり、2014年度(平成26年度)でふれあいセンター「別所の湯」の建設事業債が完済したため、2015年度(平成27年度)及び2016年度(平成28年度)は、少額となりました。

なお、2017年度(平成29年度)は、2015年度(平成27年度)に借入れた村債の元金償還が開始されたことにより、増額となりました。

(4) 投資的経費

投資的経費は、道路や建物などの建設費や土地購入費のほか、災害によって被害を受けた施設を復旧するための経費です。

なお、2015年度（平成27年度）は、厚木市北消防署清川分署建設に伴う消防広域化事業、2016年度（平成28年度）は、子育て世代型村営住宅「プレミール中根」の整備事業の実施により、2014年度（平成26年度）以前と比較して、大幅な増額となりました。

また、2017年度（平成29年度）は、子育て世代型村営住宅「プレミール中根」や「きよかわくらし応援館」の整備事業の実施により、さらに大幅な増額となりました。

(5) 物件費

物件費は、需用費（消耗品費や光熱水費など）、賃金、役員費（電話代や郵送料など）委託料など、消費的性質の経費です。

なお、2014年度（平成26年）以降は、消費税の増税や最低賃金上昇などにより、年々増額傾向にあります。

また、2015年度（平成27年度）及び2016年度（平成28年度）は、臨時的な委託業務を実施したことにより、増額となりました。

(6) 補助費等

補助費等は、各種団体や個人に対する補助金、他の地方公共団体への負担金などの経費です。

なお、2015年度（平成27年度）以降は、消防広域化に伴う厚木市への消防事務委託経費により、大幅な増額となりました。

(7) 繰出金

繰出金は、一定の基準等に基づき、一般会計から他の特別会計などの会計間において支出される経費です。

なお、2014年度（平成26年度）以降は、下水道施設の維持管理費の増加に伴い、下水道事業特別会計への繰出金が増額となり、2017年度（平成29年度）は、国民健康保険事業特別会計への繰出金が減額となりました。

(8) 積立金

積立金は、各基金への積立てをするための経費で、各会計年度の決算状況から可能な範囲内で積立ていることから、年度により増減があります。

なお、2013年度（平成25年度）は、清川村土地開発公社の解散に伴う残余財産、2016年度（平成28年度）は、一般廃棄物最終処分場の方針転換に伴う清算金を財政調整基金に積立たことにより、大幅な増額となりました。

(9) その他

その他は、維持補修費と貸付金で、維持補修費は、公共施設等の維持に係る経費、貸付金は、村が現金の貸付けを行うための経費です。

なお、2013年度（平成25年度）及び2014年度（平成26年度）は、宮ヶ瀬水の郷地区振興対策融資制度を創設したことにより、一時的に増額となりましたが、2015年度（平成27年度）以降はおおむね横ばいの傾向にあります。

一般会計歳出決算の推移（2013年度（平成25年度）～2017年度（平成29年度））

（単位：百万円）

| 歳 出 | 2013年度 （平成25年度） | 2014年度 （平成26年度） | 2015年度 （平成27年度） | 2016年度 （平成28年度） | 2017年度 （平成29年度） |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 人 件 費 | 639 | 634 | 649 | 630 | 611 |
| 扶 助 費 | 127 | 144 | 150 | 139 | 141 |
| 公 債 費 | 21 | 13 | 6 | 6 | 17 |
| 義務的経費計 | 787 | 791 | 805 | 775 | 769 |
| 投資的経費 | 429 | 403 | 566 | 486 | 869 |
| 物 件 費 | 454 | 477 | 517 | 511 | 475 |
| 補 助 費 等 | 277 | 281 | 360 | 401 | 405 |
| 繰 出 金 | 237 | 256 | 262 | 266 | 254 |
| 積 立 金 | 538 | 12 | 53 | 161 | 62 |
| そ の 他 | 60 | 50 | 35 | 23 | 30 |
| 歳 出 合 計 | 2,782 | 2,270 | 2,598 | 2,623 | 2,864 |

3 基金の状況

（1）財政調整基金

財政調整基金は、災害の復旧、地方債の繰上償還その他財政の不足を生じた時の財源を積み立てているもので、用途が特定されていない基金です。

2017年度（平成29年度）末の残高は、約11億4,000万円であり、2013年度（平成25年度）末と比較すると、約2億9,000万円の減額となりました。

これは、各年度の財源調整及び投資的経費の財源とするため、基金の取り崩しを行ったことによるものです。

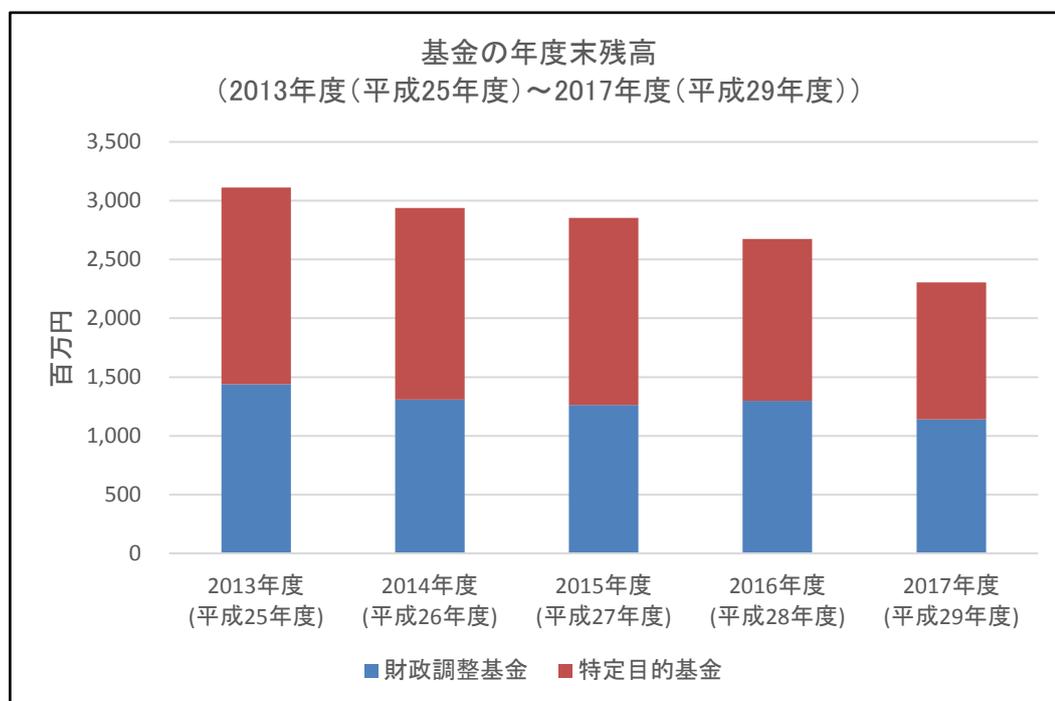
（2）特定目的基金

特定目的基金は、財政調整基金とは異なり、条例でその用途が定められているものです。

具体的には、公共施設等整備の建設事業費や用地取得費に使用できる「公共施設等整備事業基金」、公共の利益のために必要のある土地をあらかじめ取得する費用に使用できる「土地開発基金」などがあります。

2017年度（平成29年度）末の残高は、約11億6,400万円であり、2013年度（平成25年度）末と比較すると、約8億1,000万円の減額となりました。

これは、各年度の道路工事や2016年度（平成28年度）～2017年度（平成29年度）に整備した子育て世代型村営住宅「プレミール中根」、2017年度（平成29年度）に整備した「きよかわくらし応援館」の財源として、主に公共施設等整備事業基金の取り崩しを行ったことによるものです。



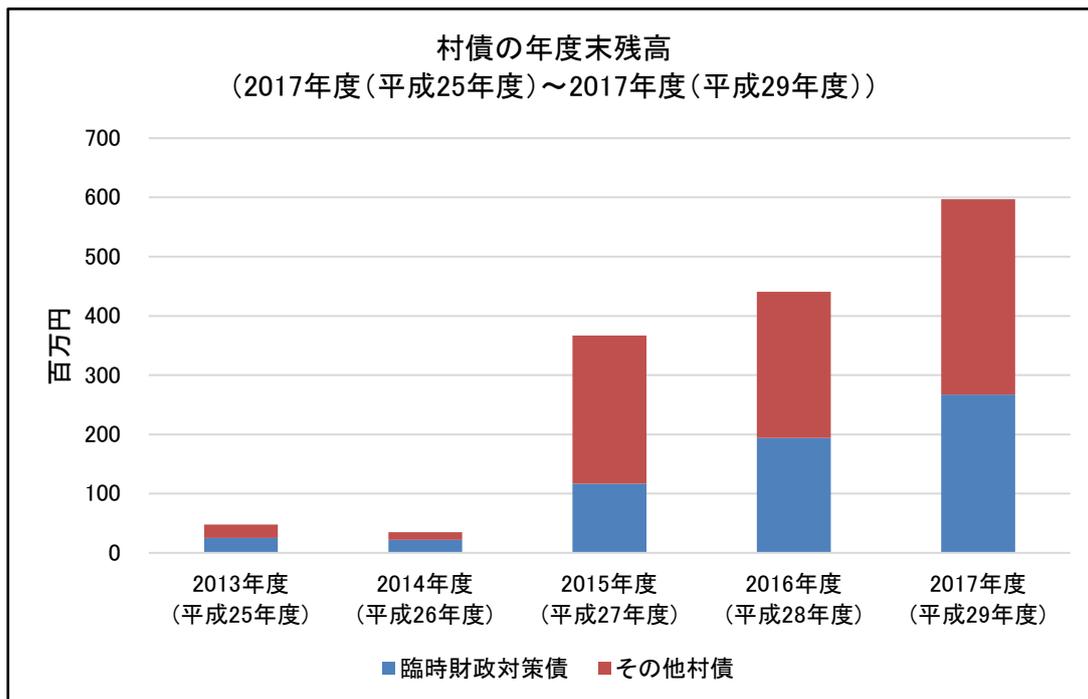
4 村債残高の状況

村債は、歳入の不足や住民負担の世代間の公平等を調整するため、1会計年度（4月～翌年3月）を超えて行う借入れです。

村債の残高は、2014年度（平成26年度）まで少額でしたが、2015年度（平成27年度）以降は毎年度、臨時財政対策債を発行しています。

また、2015年度（平成27年度）は、厚木市北消防署清川分署建設に伴う消防施設整備事業債、2017年度（平成29年度）は、清川クリーンセンター解体事業に伴う一般廃棄物処理事業債を借入れたことにより、2017年度（平成29年度）末の村債残高は、約5億9,600万円（うち臨時財政対策債2億6,700万円）となりました。

なお、臨時財政対策債の元利償還金は、その全額が普通交付税で措置され、その他の村債についても、元利償還金の一部（50%～70%程度）が普通交付税で措置されるため、実質的な村債残高は、1億5,000万円程度になるという見方ができます。



5 主な財政指標等

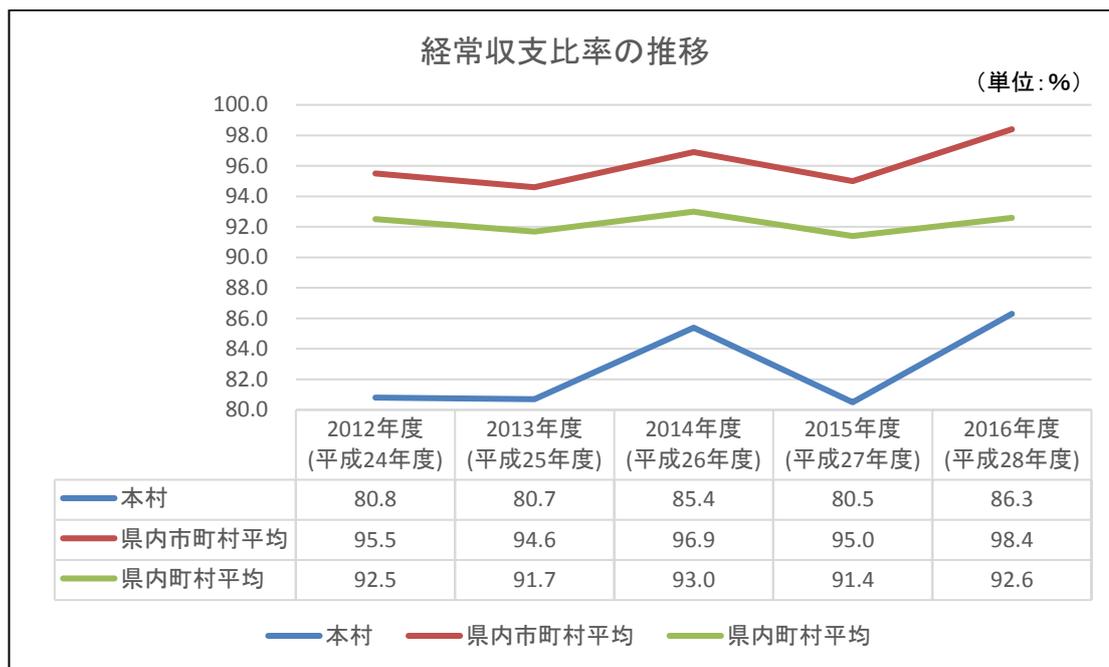
本村と県内市町村の主な財政指標等は、神奈川県政策局自治振興部市町村課が作成している「神奈川県市町村税財政データ集」によると、次のとおりです。

なお、2017年度(平成29年度)の財政指標等は、本計画策定時点で公表されていないため、2016年度(平成28年度)までのデータを使用しています。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、村税や普通交付税など、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費や扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合です。

この比率が高いほど、財政が硬直化(投資的経費に充当できる金額が少ない)していることを表しますが、2016年度(平成28年度)の経常収支比率は86.3%であり、県内市町村の中でも比較的低い状況にあります。

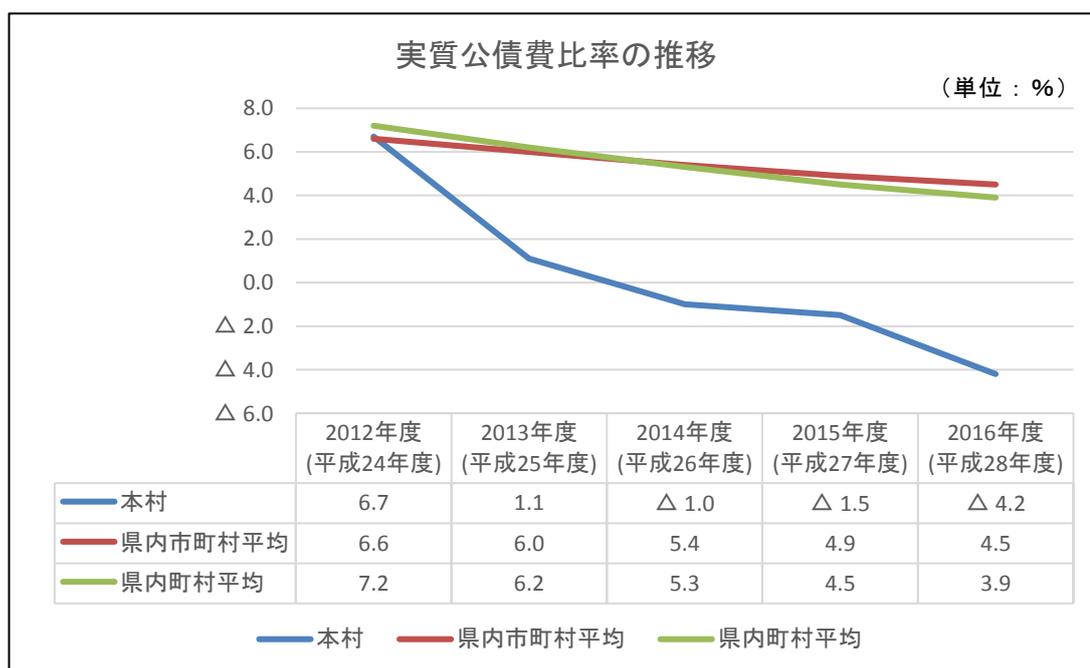


(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき算出される指標の1つで、村債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率（1年間の借金返済額÷標準的な収入）の過去3年間の平均値で示されます。

この比率が25%を超えると「財政健全化団体」、30%を超えると「財政再生団体」となり、村債の発行が制限され、国の許可が必要となります。

2016年度（平成28年度）の実質公債費比率は、県内市町村の中で最も低い△4.2%となりました。

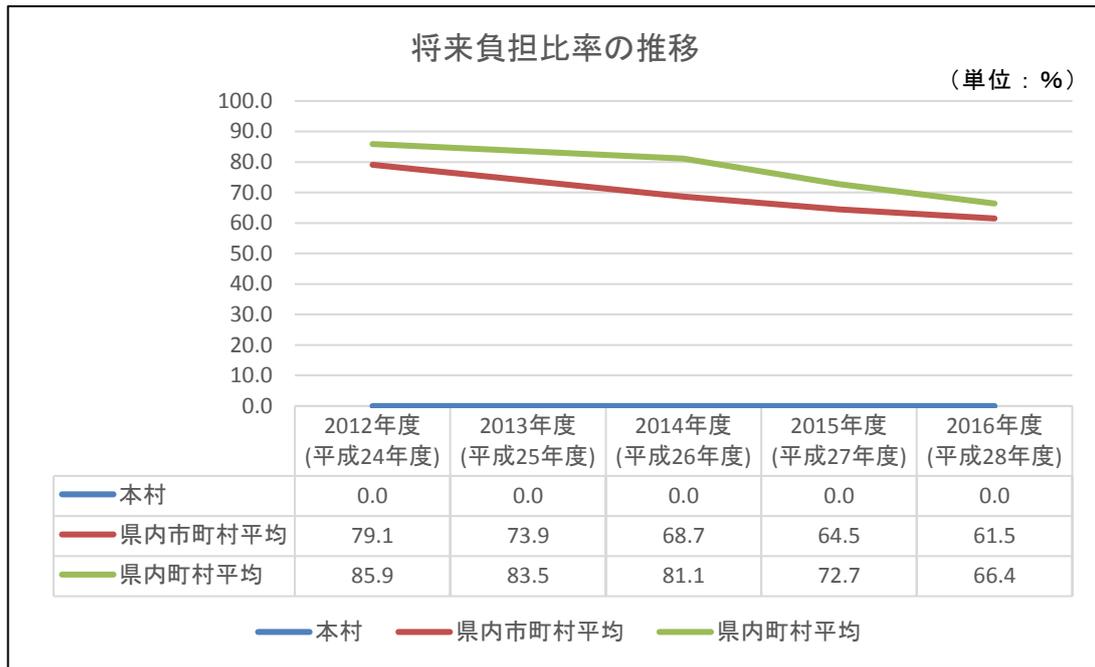


(3) 将来負担比率

将来負担比率は、実質公債費比率と同様に財政健全化法に基づき算出される指標の1つで、今後、一般会計が負担する村債の元利償還金（償還金全額）や職員の退職金等の標準財政規模に対する比率（(将来負担額－基金)÷標準的な収入）の過去3年間の平均値で示されます。

この比率が350%を超えると、「財政健全化団体」となります。

2016年度（平成28年度）の将来負担比率は、将来負担額より基金が多いため、県内市町村の中で最も良い0.0%（比率なし）となりました。



Ⅲ 財 政 の 見 通 し

1 推計方法

財政の見通しは、2018年度（平成30年度）9月補正予算後の予算現額を「基準額」とし、過年度の実績や今後の法改正等を考慮して試算します。

各科目の推計方法は、次のとおりです。

【歳 入】

| 科 目 | 推 計 方 法 |
|-----|--|
| 村 税 | ① 個人村民税は、2019年度（平成31年度）の配偶者控除や配偶者特別控除の見直しを考慮して、減額を見込みました。 ② 法人村民税は、2019年度（平成31年度）の法人税割の減税を考慮して、減額を見込みました。 |

| 科 目 | 推 計 方 法 |
|----------|---|
| 村 税 | <p>③ 固定資産税のうち、土地は 2012 年度（平成 24 年度）から 2017 年度（平成 29 年度）の平均変動率、家屋は 2021 年度（平成 33 年度）以降、3 年毎に実施される評価替えによる変動率、国有資産等所在市町村交付金は宮ヶ瀬ダムの減価償却を考慮して、減額を見込みました。</p> <p>④ 軽自動車税及び村たばこ税は、基準額と同額を見込みました。</p> |
| 地方譲与税等 | <p>① 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税は、基準額と同額を見込みました。</p> <p>② 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及びゴルフ場利用税交付金は、基準額と同額を見込みました。</p> <p>③ 地方消費税交付金は、2019 年（平成 31 年）10 月の消費税増税を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）以降の増額を見込みました。ただし、軽減税率分は、反映していません。</p> <p>④ 自動車取得税交付金は、2019 年（平成 31 年）10 月の消費税増税に伴う廃止により、2020 年度（平成 32 年度）以降は「交付なし」を見込みました。</p> <p>⑤ 地方特例交付金は、2019 年（平成 31 年）の配偶者控除や配偶者特別控除の見直しに伴う村税の減収分を考慮して、2020 年度（平成 32 年度）以降の増額を見込みました。</p> <p>⑥ 森林環境譲与税は、2019 年度（平成 31 年度）以降での交付を見込みました。</p> <p>⑦ 自動車取得税の廃止に伴う環境性能割交付金は、2019 年度（平成 31 年度）以降での交付を見込みました。</p> <p>⑧ 法人税割の減税に伴う法人事業税交付金は、2020 年度（平成 32 年度）以降での交付を見込みました。</p> |
| 地方交付税 | <p>① 普通交付税は、村税の減収に伴い、増額を見込みました。</p> <p>② 特別交付税は、基準額と同額を見込みました。</p> |
| 国・県支出金 | <p>① 国庫支出金は、公共施設等長寿命化事業の実施に伴い、増額を見込みました。</p> <p>② 県支出金は、基準額と同額を見込みました。</p> |
| 使用料及び手数料 | <p>① 使用料は、基準額と同額を見込みました。</p> <p>② 手数料は、基準額と同額を見込みました。</p> |
| 繰 入 金 | 繰入金は、過年度の実績や各年度の収支状況等を考慮して、財政調整基金や特定目的基金からの繰入れを見込みました。 |

| 科 目 | 推 計 方 法 |
|---------|---|
| 繰 越 金 | 繰越金は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の純繰越金の平均額を見込みました。 |
| 財 産 収 入 | 土地建物貸付収入は、2019年度（平成31年度）以降、次のとおり増額等を見込みました。 ① きよかわくらし応援館の売上増加に伴う賃貸料の増額 ② 3年毎に支払われる東京電力からの線下補償等 ③ カフェ&レストランや歯科医院等の賃貸料 |
| 村 債 | 村債は、2019年度（平成31年度）以降、毎年度、臨時財政対策債の借入れを見込みました。 |
| そ の 他 | ① 分担金及び負担金は、基準額と同額を見込みました。 ② 寄附金及び諸収入は、基準額と同額を見込みました。 |

【歳 出】

| 科 目 | 推 計 方 法 |
|-----------|--|
| 人 件 費 | 人件費は、基準額と同額を見込みました。 |
| 扶 助 費 | 扶助費は、基準額と同額を見込みました。 |
| 公 債 費 | ① 元利償還が開始している村債は、償還計画に基づく額を見込みました。ただし、利率見直し分は、考慮していません。 ② 2018年度（平成31年度）以降に元利償還が開始する村債は、償還予定額を見込みました。 |
| 投 資 的 経 費 | 投資的経費は、公共施設等総合管理計画に基づき、2019年度（平成31年度）から10箇年の一般会計に係る更新等費用の平均額のほか、政策的経費分を考慮して見込みました。 |
| 物 件 費 | 物件費は、2019年度（平成31年）10月の消費税増税を考慮して、需用費、委託料及び備品購入費等の増額を見込みました。 |
| 補 助 費 等 | 補助費等は、基準額と同額を見込みました。 |
| 繰 出 金 | 繰出金は、2013年度（平成25年度）から5箇年の平均額と各特別会計の実質収支額を考慮して見込みました。 |
| 積 立 金 | 積立金は、2013年度（平成25年度）から2017年度（平成29年度）の平均額を見込みました。ただし、土地開発公社解散による残余財産分など、一時的な収入による積立金を除いています。 |
| そ の 他 | ① 維持補修費は、基準額と同額を見込みました。 ② 貸付金は、基準額と同額を見込みました。 |

2 今後 10 年間の財政の見通し

2019 年度（平成 31 年度）から 2028 年度（平成 40 年度）までの 10 年間における財政の見通しは、以下の表のとおりです。なお、2018 年度（平成 30 年度）は、9 月補正後の予算現額を参考に掲載しています。

歳入の見通し(2018年度(平成30年度)～2023年度(平成35年度))

(単位:百万円)

| 歳入 | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (平成31年度) | 2020年度 (平成32年度) | 2021年度 (平成33年度) | 2022年度 (平成34年度) | 2023年度 (平成35年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 村 税 | 1,371 | 1,342 | 1,316 | 1,290 | 1,270 | 1,251 |
| 地方譲与税等 | 94 | 103 | 105 | 105 | 105 | 105 |
| 地方交付税 | 75 | 106 | 124 | 137 | 149 | 167 |
| 国・県支出金 | 400 | 417 | 417 | 417 | 417 | 417 |
| 使用料・手数料 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| 繰入金 | 141 | 101 | 173 | 175 | 111 | 177 |
| 繰越金 | 231 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 財産収入 | 35 | 77 | 10 | 10 | 77 | 10 |
| 村 債 | 111 | 110 | 119 | 132 | 141 | 147 |
| その他 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 歳入合計 | 2,608 | 2,485 | 2,493 | 2,495 | 2,499 | 2,503 |

歳入の見通し(2024年度(平成36年度)～2028年度(平成40年度))

(単位:百万円)

| 歳入 | 2024年度 (平成36年度) | 2025年度 (平成37年度) | 2026年度 (平成38年度) | 2027年度 (平成39年度) | 2028年度 (平成40年度) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 村 税 | 1,227 | 1,209 | 1,191 | 1,169 | 1,152 |
| 地方譲与税等 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 |
| 地方交付税 | 192 | 215 | 234 | 257 | 288 |
| 国・県支出金 | 417 | 417 | 417 | 417 | 417 |
| 使用料・手数料 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| 繰入金 | 180 | 111 | 175 | 173 | 176 |
| 繰越金 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 財産収入 | 10 | 77 | 10 | 10 | 10 |
| 村 債 | 149 | 153 | 161 | 160 | 161 |
| その他 | 79 | 79 | 79 | 79 | 79 |
| 歳入合計 | 2,510 | 2,517 | 2,523 | 2,521 | 2,539 |

歳出の見通し(2018年度(平成30年度)～2023年度(平成35年度))

(単位:百万円)

| 歳 出 | 2018年度 (平成30年度) | 2019年度 (平成31年度) | 2020年度 (平成32年度) | 2021年度 (平成33年度) | 2022年度 (平成34年度) | 2023年度 (平成35年度) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 人 件 費 | 636 | 636 | 636 | 636 | 636 | 636 |
| 扶 助 費 | 137 | 137 | 136 | 137 | 137 | 137 |
| 公 債 費 | 19 | 30 | 35 | 37 | 41 | 44 |
| 義務的経費計 | 792 | 803 | 807 | 810 | 814 | 817 |
| 投資的経費 | 500 | 409 | 409 | 409 | 409 | 409 |
| 物 件 費 | 525 | 529 | 533 | 533 | 532 | 533 |
| 補 助 費 等 | 427 | 427 | 427 | 427 | 427 | 427 |
| 繰 出 金 | 288 | 241 | 241 | 240 | 241 | 241 |
| 積 立 金 | 42 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| そ の 他 | 34 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 歳 出 合 計 | 2,608 | 2,485 | 2,493 | 2,495 | 2,499 | 2,503 |

歳出の見通し(2024年度(平成36年度)～2028年度(平成40年度))

(単位:百万円)

| 歳 出 | 2024年度 (平成36年度) | 2025年度 (平成37年度) | 2026年度 (平成38年度) | 2027年度 (平成39年度) | 2028年度 (平成40年度) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 人 件 費 | 636 | 636 | 636 | 636 | 636 |
| 扶 助 費 | 137 | 137 | 137 | 137 | 137 |
| 公 債 費 | 51 | 58 | 64 | 62 | 80 |
| 義務的経費計 | 824 | 831 | 837 | 835 | 853 |
| 投資的経費 | 409 | 409 | 409 | 409 | 409 |
| 物 件 費 | 533 | 533 | 533 | 533 | 533 |
| 補 助 費 等 | 427 | 427 | 427 | 427 | 427 |
| 繰 出 金 | 241 | 241 | 241 | 241 | 240 |
| 積 立 金 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| そ の 他 | 24 | 24 | 24 | 24 | 25 |
| 歳 出 合 計 | 2,510 | 2,517 | 2,523 | 2,521 | 2,539 |

3 財政見通しの概要と課題

(1) 歳入の見通し

歳入の根幹である村税のうち、固定資産税は、地価の下落や家屋の評価替えによる減収のほか、国有資産等所在市町村交付金が毎年度2,000万円程度の減

収を見込んでいます。

一方、地方交付税は、村税の減収に伴い、普通交付税でその一部が補てんされ、地方消費税交付金についても、2019年（平成31年）10月の消費税増税に伴い、それぞれ増額を見込んでいます。

繰入金は、毎年度、財政調整基金や特定目的基金からの繰入れを見込み、財産収入については、地方創生関連事業で整備したきよかわくらし応援館やカフェ&レストラン等の土地建物貸付収入により、増額を見込んでいます。

また、村債は、臨時財政対策債の借入れを見込んでいます。

（2）歳出の見通し

人件費、扶助費、補助費等、繰出金、積立金及びその他は、おおむね横ばいで推移するものと見込んでいます。

しかし、公債費は、元利償還が開始する村債のほか、毎年度、臨時財政対策債を借入れることを考慮して、増額を見込んでいます。

投資的経費は、公共施設等総合管理計画に基づき、一般会計分に係る更新等費用の平均額のほか、政策的経費分1億円を加算して、おおむね横ばいで推移するものと見込んでいます。

また、物件費は、2019年（平成31年）10月の消費税の増税により増額となりますが、おおむね横ばいで推移するものと見込んでいます。

（3）財政見通しの課題

今後、村債残高の増加を見込んでいますが、臨時財政対策債の元利償還金は、その全額が普通交付税で措置され、その他の村債についても、元利償還金の一部（50%～70%程度）が普通交付税で措置されるため、財政運営に大きな影響を及ぼすものではないと考えます。

しかし、村税などの歳入の減少が見込まれる一方で、公債費や物件費などの歳出の増加が見込まれるため、財政硬直化の進行は避けられないものと考えられます。

IV 財政見通しの課題への対応策

1 財政の弾力性の確保

財政硬直化の進行をできる限り抑えるために、次の取り組みを推進します。

（1）自主財源の確保

歳入の根幹である村税は、人口増・定住促進対策やサテライトオフィスを活用した企業誘致などを継続して実施し、中長期的な税収の確保を図るとともに、収納対策については、インターネット公売の活用などにより、未収額の減少に努めているところであり、負担の公平性の観点から、さらなる収納率の向上を

目指します。

また、ふるさと応援寄附金については、魅力ある返礼品の追加などにより、寄附金の増額に努めます。

(2) 経常的経費の縮減

村民の多様化するニーズに対応するため、毎年度の予算編成において、既存の事務事業をスクラップ・アンド・ビルドの観点から再検討し、真に必要な事務事業に対して、限られた財源の配分に努めながら、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、経費の節減に取り組みます。

なお、扶助費や各種補助金については、近隣市町の状況を踏まえて、制度の公益性や有効性を再点検し、より適正な支援に努めます。

2 財政運営の安定性・継続性の確保

財政運営の安定性・継続性を確保するため、次の取り組みを推進します。

(1) 村債の適正な活用

村債については、世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の平準化を図るため、有効に活用する必要があります。

一方、過度な村債の活用は、将来世代の負担に直結するため、村債残高や普通交付税基準財政需要額への算入状況、健全化判断比率等の見込みを勘案しながら、慎重かつ適正な活用を進めます。

(2) 基金の適正な運用

財政調整基金については、財源調整や災害等の不測の事態への備えとして、一定額以上の残高を確保する必要があるため、暫定的に標準財政規模の 20% (約 3 億 2,000 万円) を目安としています。

2028 年度 (平成 40 年度) 末の残高は、約 5 億 6,900 万円となる見込みであり、今後、大規模な投資的事業などの財源とした場合においても、一定額以上の残高を確保しながら、適正な有効活用を進めます。

また、特定目的基金については、2028 年度 (平成 40 年度) 末残高が約 7 億 5,600 万円となる見込みであり、基金の目的や達成状況、社会情勢などの変化を勘案して、財政調整基金への統合や廃止等を検討します。

